

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人就労履歴登録機構（以下「この法人」という。）の定款に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員で就労履歴情報の利用者に当たるもの
- (2) 特別会員：就労履歴情報に関する専門知識を有する学識経験者や関係する法人や団体等
- (3) 賛助会員：この法人の目的に賛同する正会員以外のもの

(入会手続)

第3条 この法人の会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、正会員については定款第5条第2項より、当法人所定の様式による申込みをし、定款第17条第2項に定める代表理事（以下「代表」という。）の承認を得るものとする。賛助会員及び特別会員については理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、社員総会の決議を経て別に定める会費規程による。

- 2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続については、理事会の決議を経てこれを行う。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第6条の定めにより、退社以外の事由により、社員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、定款第8条に定める除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。